

磨水5除去項目

「家庭用品品質表示法」に定められた除去対象12物質 試験方法：JIS S 3201に基づく

①遊離残留塩素	水道水中の消毒用に添加されている物質。カルキ臭のもととなり、水の味を損ないます。
②濁り	水の中にある微粒子(ゴミ、鉄サビ)など、濁りを発生させる物質です。
③総トリハロメタン	④～⑦までの合計を総トリハロメタンとし、水道水源の有機化合物と塩素が反応してできるもので、発ガン性が指摘されています。
④クロロホルム	
⑤ブロモジクロロメタン	
⑥ジブロモクロロメタン	
⑦ブromoホルム	
⑧溶解性鉛	体内に蓄積されると胎児や乳幼児の知能障害を引き起こすおそれがあります。
⑨農薬(CAT)	内分泌かく乱作用を有すると疑われる物質で、除草剤に広く使用されています。
⑩カビ臭(2-MIB)	微生物が原因で発生する臭いです。水の味を損ないます。
⑪テトラクロロエチレン	肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされ、発ガン性があるとされています。
⑫トリクロロエチレン	肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされ、発ガン性があるとされています。

一般社団法人「浄水器協会」に定められた除去対象4物質 試験方法：JWPAS B.210に基づく

⑬鉄(微粒子状)	多くは水道配管(鉄管)に由来します。赤水などの原因となり、水の味を損ないます。
⑭アルミニウム(中性)	アルミニウム系凝集剤として浄水処理に使われています。
⑮ジェオスミン	河川の富栄養化によって異常繁殖する植物プランクトンが作るカビ臭物質。水の味を損ないます。
⑯フェノール類	塩素と反応し、悪臭を放つ「クロロフェノール」を生成する。水の味を損ないます。